

## 中小企業信用保険法第2条第4項第5号(ロ)の規定による認定申請のご案内

### 1 「特定中小企業者」認定制度の趣旨と効果

国においては、全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者の資金繰りの円滑化を図るため、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づく業種の指定を行っています。

これらの指定業種を営む中小企業者で、主要原材料である原油及び石油製品(揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油及び石油ガス(液化したものを含む))の価格が著しく上昇しているにもかかわらず製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じていると認められる場合、「特定中小企業者」の認定を受けることができます。

当該認定を受けると同法に基づく「保証の特例措置(セーフティネット保証)」の対象となり、信用保証協会の債務保証について保証限度額の別枠化の措置を受けることが可能になります。

### 2 認定の要件

- ① 中小企業信用保険法に定める中小企業者であること
- ② 市内に本店を有していること(個人事業主の場合、市内に事業本拠を有していること)
- ③ 許認可等を必要とする業種については当該許認可を受けていること
- ④ 経済産業大臣の指定する業種に属する事業を営んでいること
- ⑤ 次の条件を全て満たしていること
  - (イ) 主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の最近1か月間における平均仕入単価が前年同期比で20%以上上昇していること
  - (ロ) 原油等が売上原価の20%以上を占める主要な原材料であること
  - (ハ) 申込時点における最近3か月間の月平均売上高に占める原油等の月平均仕入高の割合が、前年同期の3か月間の月平均売上高に占める原油等の月平均仕入高の割合よりも上昇していること

※(ハ)の要件を満たしても、製品等価格に転嫁できていると判断され、認定の対象とならないことがあります。

### 3 必要書類

- ① 中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定による認定申請書(ロ) 2通
- ② 最近1か月間及び前年同期の原油等の仕入額及び仕入数量が証明できる資料
- ③ 最新の決算期における売上原価及び原油等の仕入額が証明できる資料
- ④ 最近3か月間及び前年同期の売上高及び原油等の仕入価格が証明できる資料
- ⑤ 前期決算書(個人事業主の場合、前年度確定申告書の写し)
- ⑥ 登記事項証明書の写し(個人事業主の場合、住民票の写し)
- ⑦ 許認可業種にあつては当該許認可証の写し

### 4 その他

- ① 申請後、概ね2日程度で認定の可否を審査し、認定が決定すると提出された申請書のうち1通に必要事項を記載して交付します。
- ② 当該認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があり、本認定を受けることは必ずしも金融機関による融資及び信用保証協会による債務保証を確定するものではありませんのでご留意下さい。
- ③ 申請にあたって必要事項の聞き取りをさせていただく必要がありますので、郵送による申請は受け付けておりません。直接窓口までお越し下さい。

## 中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定による認定申請書（ロ）

平成 年 月 日

大津市長 様

住所  
申請者  
氏名

私は、 業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

## 記

## ①原油等の仕入単価の上昇

$$E \div e \times 100 - 100$$

上昇率 \_\_\_\_\_ %

E：原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価 \_\_\_\_\_ 円

e：Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価 \_\_\_\_\_ 円

## ②原油等が売上原価に占める割合

$$S \div C \times 100$$

依存率 \_\_\_\_\_ %

C：申込時点における最新の売上原価 \_\_\_\_\_ 円

S：Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格 \_\_\_\_\_ 円

## ③製品等価格への転嫁の状況

$$(A \div B) - (a \div b) = P$$

P = \_\_\_\_\_ %

A：申込時点における最近3か月間の原油等の月平均仕入価格 \_\_\_\_\_ 円

a：Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の月平均仕入価格 \_\_\_\_\_ 円

B：申込時点における最近3か月間の月平均売上高 \_\_\_\_\_ 円

b：Bの期間に対応する前年3か月間の月平均売上高 \_\_\_\_\_ 円

大産産第 号

平成 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

## (留意事項)

- 1 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。